

事業計画書 [10kw未満の記入例]

様式第20

①

再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】
(10kW未満の太陽光発電)

提出日を記入

平成 29年 6月 1日

②

経済産業大臣 殿

③

(ふりがな) **さいたまけんさいたましおおみやくどてちょう**

提出者 住 所 (〒330 - 0801)
埼玉県さいたま市大宮区土手町〇-〇-〇

お客様の住所と氏名を記入

(ふりがな) **たいが たろう**

氏 名 **大賀 太郎**

実印

法人番号は、国税庁ホームページより検索できます
<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/> (法人番号：法人でない場合は不要)

(法人にあっては名称、法人番号(法人番号がある場合)、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電話番号 (000) 000-1234

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成28年経済産業省令第84号)附則第6条第2項、第6項及び第7項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画書を次のとおり提出します。

【購入電力量のお知らせ】
を参考に設備IDをご記入ください。

※複数地番がある場合は、
他〇筆と記入し、
代表地番を含めた全ての地番を
記載した、別紙を添付する。

再生可能エネルギー発電事業計画

再生可能エネルギー発電事業計画の概要		備考
設備情報	設備ID	S123456A12 ※設備IDを記入
	設備の所在地(注1)	【購入電力量のお知らせ】を参考に場所をご記入ください。 □別紙あり
	太陽電池の合計出力(kW)	例) 3.5 電力受給契約書の太陽電池〇ワットをキロワットにして記入 小数点第1位まで(第2位切捨て) 例) 3,750÷1,000=3.75 →3.7を記入
接続契約締結日	平成 年 月 日	
事業内容	接続契約締結先	東京電力パワーグリッド株式会社
	特定(買取)契約締結先	東京電力エナジーパートナー株式会社
	買取価格(注2)	例) 34.25 円/kWh(税抜き) 例) は37円(税込)の場合 小数点第2位まで(第3位切捨て)
	運転開始状況	<input checked="" type="checkbox"/> 運転開始済み チェックボックスにレを記入
再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 (注) 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記 <input checked="" type="checkbox"/> 内に印をつけること。		
	事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注3)	<input checked="" type="checkbox"/>
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	<input checked="" type="checkbox"/>

平成29年3月31日時点で運転開始している場合は
接続契約締結日の記入の必要はありません。
平成29年4月1日以降に運転開始される方は
『電力需給契約申込書(再生可能エネルギー発電設備用)』
の契約締結日(承諾日)をご記入ください。

【購入電力量のお知らせ】を参考に税抜き価格を記入してください。
42円 38.88円、38円 35.18円、37円 34.25円
33円 30.55円、31円 28.70円、28円 25.92円

この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。	<input checked="" type="checkbox"/>
接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	<input checked="" type="checkbox"/>
再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	<input checked="" type="checkbox"/>
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	<input checked="" type="checkbox"/>
再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	<input checked="" type="checkbox"/>

添付書類

	書類名
接続の同意を証する書類（注4）	※電力受給契約申込書（再生可能エネルギー発電設備用）

平成29年3月31日時点で運転開始している場合は『接続の同意を証する書類』の添付は必要ありません。
 平成29年4月1日以降に運転開始されたお客様は『電力需給契約申込書（再生可能エネルギー発電設備用）』のお客様控えの写しを同封してください。

- (注1) 発電設備を設置する土地の地番を記載すること。複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。
- (注2) 特定（買取）契約における買取価格を記載すること。特定契約が未締結であれば「未定」のボックスにチェックを付すこと。
- (注3) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。以下「改正法」という。）による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の認定を受けたものとみなされる日までにこの再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給していたときは、書類の添付を省略できる。

備考

- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

電力会社から届く【購入電力量のお知らせ】を参考にするとスムーズにご記入出来ます。※添付郵送は不要です。

← 設備情報：設備の所在地

設備情報：設備ID

設備情報：太陽電池の合計出力

事業内容：買取価格

設備情報：特定（買取）契約締結先

2. 記載方法

No	項目	必須有無	記 入 内 容
①	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度までの旧制度で認定を取得した場合であって、①平成29年3月31日までに接続契約を締結した場合は平成29年4月1日に、②認定失効の猶予期間中に接続契約を締結した場合は接続契約を締結した日に、新制度の認定を受けたものとみなされます。 新制度の認定を受けたものとみなされた場合には、そのみなされた日から起算して6ヵ月以内に事業計画を作成し、提出する必要があります。 10kW未満の太陽光発電であって、新制度での認定を受けたものとみなされた場合には、新制度の適用を受けるために、本様式により事業計画書を提出してください。
②	—	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書の提出日を記入します。
③	提出者 情報	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 設備設置者の事業者情報を記入します。代行事業者が提出する場合であっても必ず設備設置者の情報を記入してください。 住所（法人の場合は登記すべき本店又は主たる事務所の所在地）、氏名（法人の場合は法人名称（登記簿上の名称）及び代表者の役職名、氏名）には、ふりがな（ひらがな）を付し、実印を押印の上、印鑑証明書を添付します。 法人の場合、法人番号（13桁）を記入します。法人番号がない場合は不要です。 電話番号は日中に申請者に連絡のとれる電話番号を記入します。
④	設備ID ・設備の 所在地	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業計画の対象となる設備について、設備ID、設備の所在地を記入します。 設備の所在地については、認定されている所在地を記入します。ただし、以下の点にご注意ください。 ※複数の地番にまたがる場合は、代表地番を記入した上で「他〇筆」と記入し、代表地番を含めた全ての地番を記載した「別紙（設備の所在地）」を添付します。 ※番地は数字とハイフン（-）で記入します。 ※認定されている所在地が「番地未確定」のままの場合は、実際に設置する番地を記入します。
⑤	太陽電池 の合計 出力	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池の合計出力については、太陽電池モジュールの出力の合計（小数点第1位まで記入し小数点第2位切捨て）を記入します。太陽電池モジュールの出力の合計と発電出力が同じ場合にも、その値を記入します。
⑥	接続契約	選択必須項目 必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業計画の対象となる設備について、接続契約締結日（=接続の同意を得られた日）、接続契約締結先を記入します。 接続契約締結日とは、連系承諾を受けた後に、工事費負担金契約を締結した日（工事費負担金契約を締結しなかった場合には、工事費負担金の請求があった日）をいいます。なお、工事費負担金が0円の場合は、連系承諾日が接続契約日となります。当該事業計画の対象となる設備が平成29年3月31日までに運転開始していた場合は、記載を省略しても差し支えありません。 接続契約締結先については、必須項目です。
⑦	特定（買取）契約 締結先・ 買取価格	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業計画を提出する日までに特定（買取）契約を締結している場合は、その締結先、当該契約における買取価格（固定価格買取制度に基づいて定められた調達価格に上乗せした価格により買取を行う場合には、その上乗せ後の価格）について記入します。 当該事業計画提出の時点で特定契約を締結していない場合は、「未定」のボックスにチェックを付します。

⑧	運転開始 状況	選択必須 項目	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年3月31日までに運転開始をしている場合は、「運転開始済み」のボックスにチェックを付します。
⑨	遵守事項	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 各事項について遵守することに同意する場合は、当該事項のボックスにチェックを記入します。 「接続契約を締結している～適切な方法により協力すること。」の「国が定める出力抑制の指針」とは、一般送配電事業者又は特定送配電事業者が接続契約に基づいて出力抑制を実施する際に、各発電設備間において公平性が確保されるよう定められた指針であり、既に締結されている接続契約の内容に反して出力抑制を求めようとするものではありません。 <p>※事業を実施するに当たり、該当する事項を遵守することに同意できない場合は、認定基準を満たしているとは認められないため、認定できませんのでご注意ください。</p>
⑩	接続の同意を証する書類	選択必須 項目	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業計画の対象となる設備が平成29年3月31日までに運転開始していなかった場合は、接続の同意を証する書類を添付します。 接続の同意を証する書類は、接続契約が締結されていること（連系承諾＋工事費負担金の額までを定めた契約が締結されていること）を証明するための書類をいいます。 発電設備の出力や電力会社ごとに必要な書類・名称が異なるため、資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」(※)にて公表している「接続の同意を証する書類について」にて確認の上、添付します。 <p>※ http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/</p>